

《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(県道改築事業)	地区名等	櫛引上名久井三戸線(森越Ⅱ期)
-----	----------------	------	-----------------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成20年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省道路局 都市・地域整備局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価とするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.27 km)

○C:総費用= 698 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	740	348	200	592
現在価値	667	37	68	698

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 2,030 百万円 B':修正総便益= 2,966 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	72	3	0			75		
現在価値	1,043	46	0	221	720	2,030	1.461	2,966

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.27 km)

○C1:総費用= 473 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	510	228	200	482
現在価値	430	25	68	473

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 2,030 百万円 B1':修正総便益 2,966 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	防災	総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	72	3	0			75		
現在価値	1,043	46	0	221	720	2,030	1.461	2,966

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 2,030百万円 / 698百万円 = 2.91

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 2,966百万円 / 698百万円 = 4.25

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 2,030百万円 / 473百万円 = 4.29

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 2,966百万円 / 473百万円 = 6.27

第三次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
 (土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名: 県道改築事業) (地区名等: 柳引上名久井三戸線 森越Ⅱ期)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
■	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
	(2) 地形や地盤の改変に係る環境配慮	
□	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。	
□	地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。	
□	表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	
□	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。	
□	表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などではできるだけ避ける。	
■	埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	文化財保護課調査予定
□	野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。	
□	流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
□	造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分に配慮するとともに、適切な緑化や擁壁等の多様な自然型工法などに努める。	
□	地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
□	盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分に配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。	
■	(3) 水系や水辺の改変に係る環境配慮	
□	尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	
□	河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。	
□	地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。	
□	伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
□	道路等の整備に当たっては、トンネル化やオーブンカッターなどに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。	
■	水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	御溝、ボックスカルバート施工予定

(事業名:県道改築事業) (地区名等:柳引上名久井三戸線 森越Ⅱ期)

環境配慮指針		具体的な内容
□	水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。	
□	瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。	
□	堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。	
□	地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。	
□	ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。	
□	水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。	
□	多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。	
□	埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。	
□	大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。	
■	(5)敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮	
■	植生の伐採、地形や地盤の変化などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。	排ガス対応型重機を使用
□	低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	
□	重機による地形変化などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	
■	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
■	土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。	同地域内で搬出入
□	表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
□	搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。	
■	(7)廃棄物処理等への配慮	
□	地形改変等に伴って発生する拔根などは適正に処理する。	
■	建築物等の解体に伴う建設廃材などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	マニフェストにて管理
■	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
■	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
■	道路などの整備に伴う野生動物の繁殖地と生息地との移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。	動物の移動空間を妨げる構造物等を設置しない

(事業名:県道改築事業)(地区名等:柳引上名久井三戸線 森越Ⅱ期)

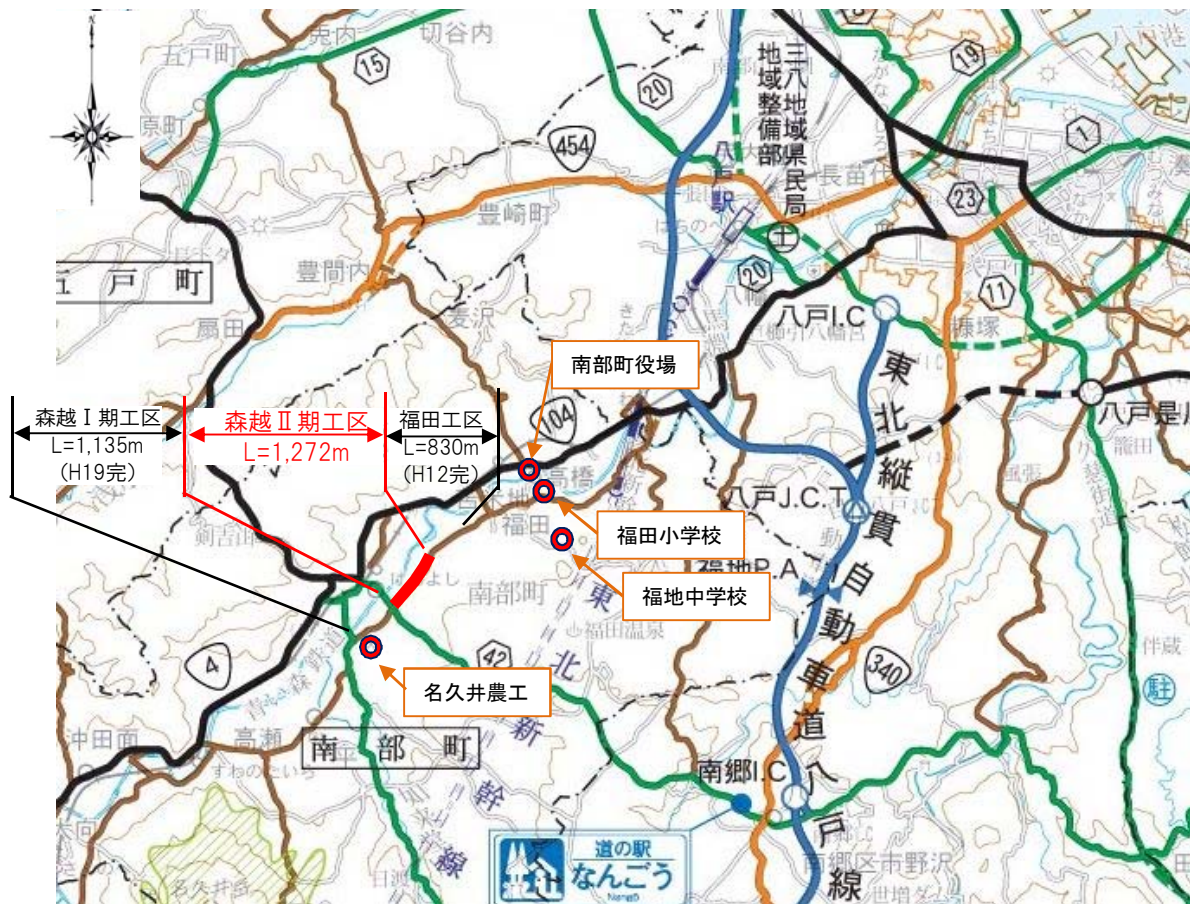
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
■	<ul style="list-style-type: none"> 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。 	動物の移動空間を妨げる構造物等を設置しない
□	<ul style="list-style-type: none"> 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。 	
□	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の整備に当たっては、大気が停滞しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスの多量発生を防止し、排ガスの緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。 	
□	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、高嵩土や高架等による景観の分断や大規模法面の発生などをできるだけ抑え、適切な緑化などによる景観の保全に努める。 	
□	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化などに配慮した良好な景観の形成に努める。 	
□	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。 	
□	<ul style="list-style-type: none"> 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。 	

[全体計画図]

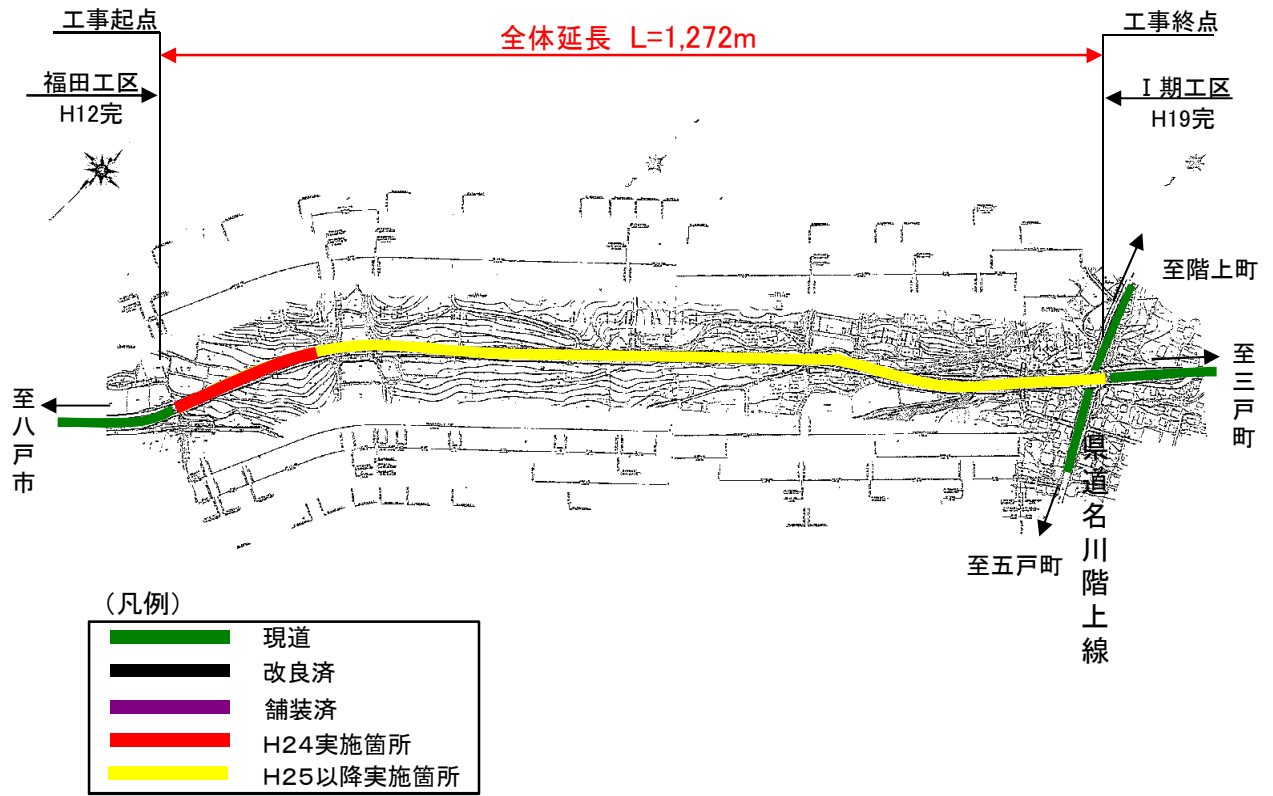
(1)事業実施個所位置図



(2)詳細位置図

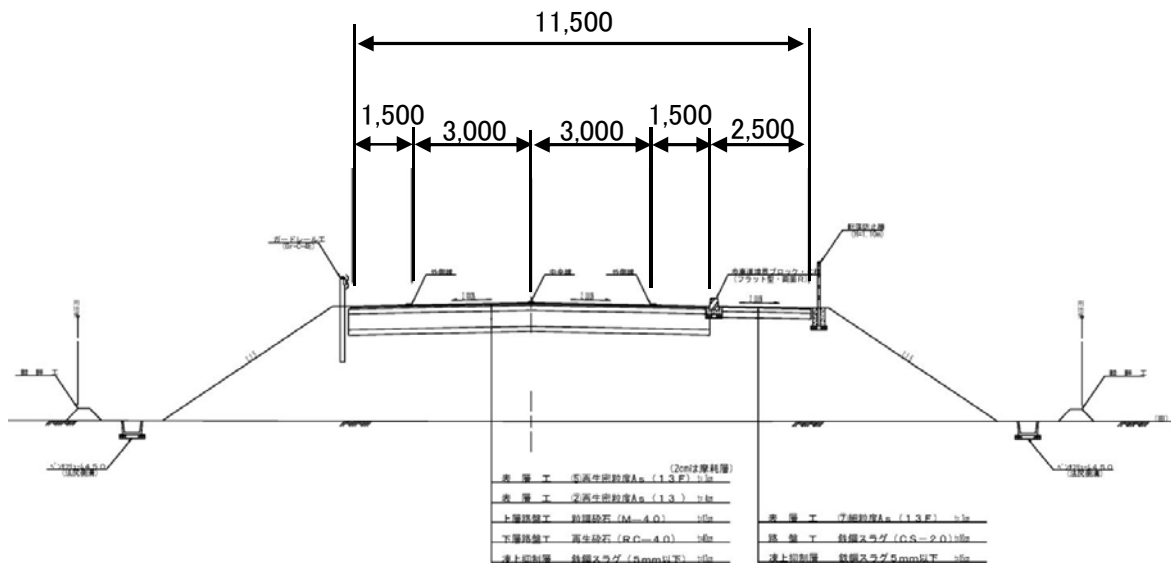


(3)全体計画平面図



[構造図]

○標準横断面図



[現道の交通状況]

①



【起点部】

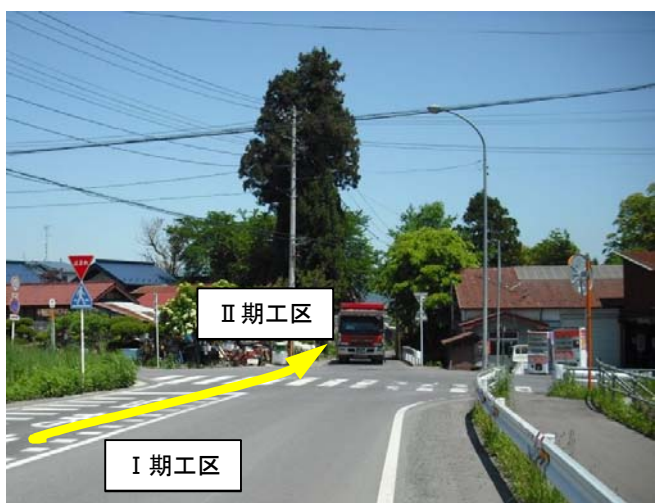
・幅員狭小及び線形不良のため、車両のすれ違い困難。

②



・幅員狭小及び待避スペースが不十分のため、車両のすれ違い困難。

③



・隣接する I 期工区が 2 車線改良済みであり、交差点部でボトルネックとなっている。